

第3章 消防用設備等の設置単位
第3 政令第9条の取り扱い

1 用途の按分

用途の按分は、**第3-1図**の例により算出する。

2 建築構造が異なる場合の取扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合においても、政令第9条の規定を適用し、用途ごとに規制する。**(第3-2図参照)**

政令第9条の規定の適用にあたり、政令第8条の規定に基づく防火区画がされているかどうかは問わない。

3 共用部分がある場合の取扱い

共用部分は、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求める。**(第3-3図参照)**

なお、共用部分の消防用設備等の設置は、床面積の合計が大となる防火対象物に必要とされる消防用設備等を設置する。ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断する。

4 非常電源の取扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 m²未満の場合、当該用途に供される部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備として差し支えない。ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断する。

5 一般住宅の取扱い

- (1) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い第8イの規定により、当該建築物を一の政令別表対象物として用途判定する場合

一般住宅用途部分には、当該政令別表対象物に必要とされる消防用設備等を設置する。ただし、特定一階段等防火対象物と判定したもののうち、避難階以外の階に一般住宅用途部分のみが存するときは、政令第21条第1項第7号並びに省令第23条第4項第7号へかっこ書き及び同令第27条第1項第1号の規定は適用しない。
(第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い第8 第1-7図参照)

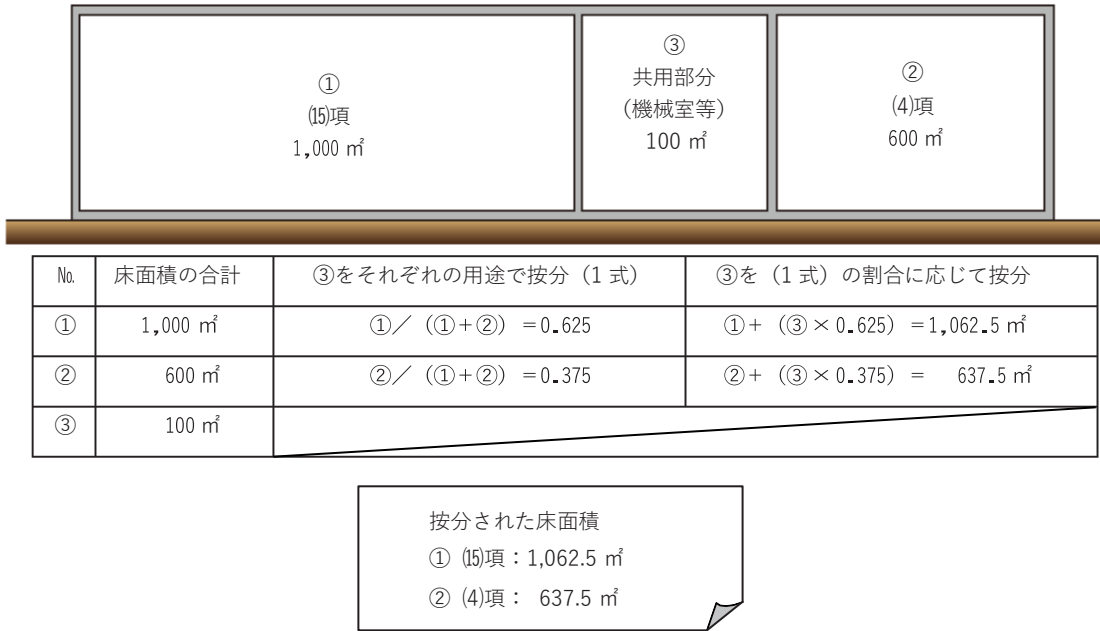
- (2) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い第8(1)から(4)までの規定により、当該建築物を複合用途防火対象物として用途判定する場合

ア 一般住宅用途部分についても、政令第9条の規定の適用のない消防用設備等を設置する。ただし、当該一般住宅用途部分に限り、政令第32条の規定を適用して、同令第7条第4項に規定する避難設備の設置を免除することができる。

イ 一般住宅用途部分を政令別表対象物の用途部分面積に応じて按分し、それぞれの用途の床面積に算入する取り扱いとはしない。したがって、政令第9条の規定の適用を受ける消防用設備等の設置の基準面積の算定については、一般住宅用途部分の床面積は算入しない。

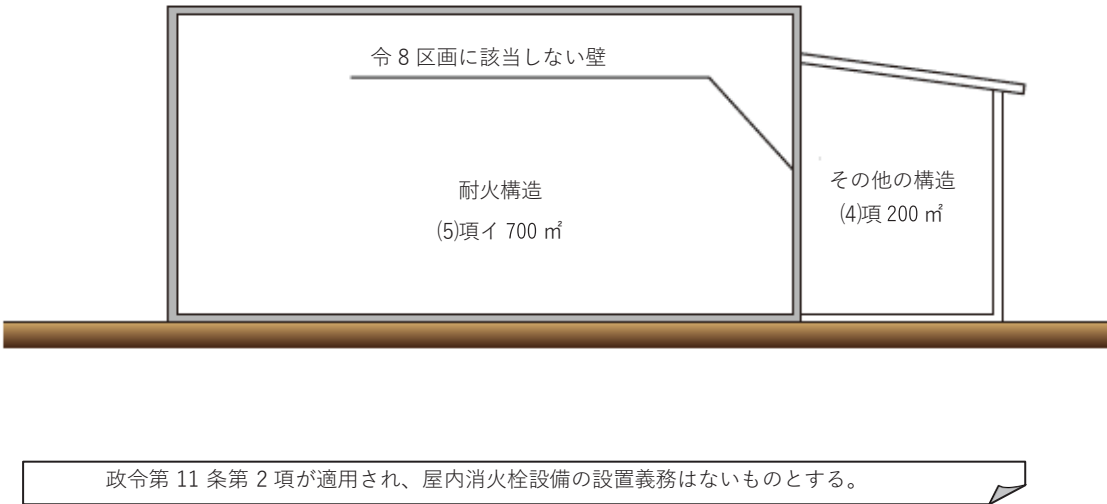
第3章 消防用設備等の設置単位
第3 政令第9条の取り扱い

(例1)



第3-1図

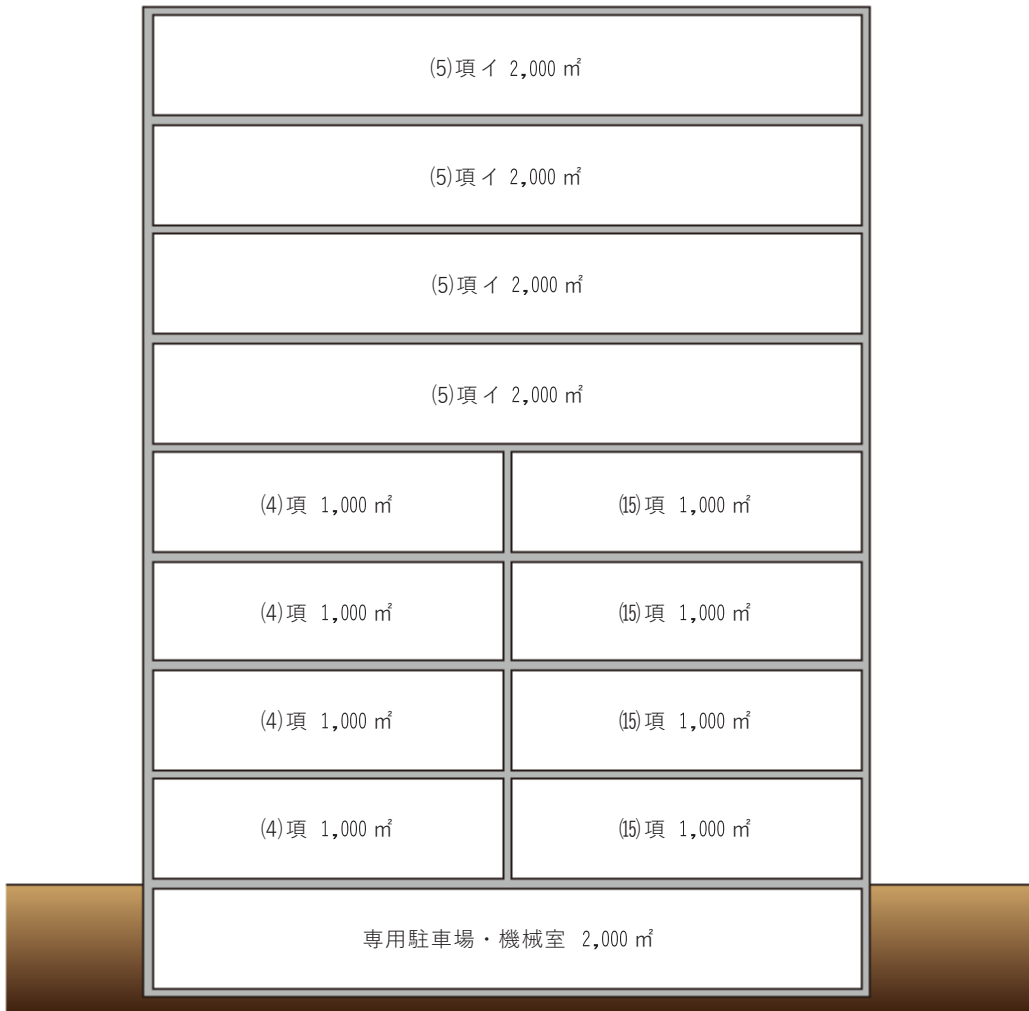
(例2)



第3-2図

第3章 消防用設備等の設置単位
第3 政令第9条の取り扱い

(例3)



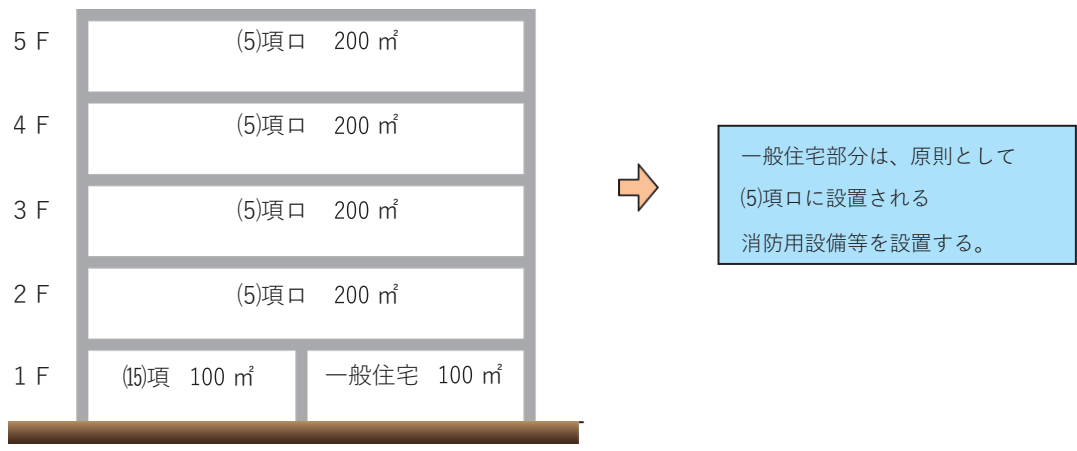
共用される部分（駐車場、機械室）が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按分計算		従属する床面積
(4)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²
(5)項イ	8,000 m ²	$8,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.50$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000 m ²
(15)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²

地階部分に、政令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

第3-3図

第3章 消防用設備等の設置単位
第3 政令第9条の取り扱い



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
政 令 別 表 対 象 物	(5)項口	800 m ²	900 m ²	800 m ² ÷ 900 m ² ≒ 89%
	(15)項	100 m ²		100 m ² ÷ 900 m ² ≒ 11%
一 般 住 宅		100 m ²	100 m ²	

住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

- ・(5)項口 $100 \text{ m}^2 \times 0.89 = 89 \text{ m}^2 \rightarrow 800 \text{ m}^2 + 89 \text{ m}^2 = 889 \text{ m}^2$
- ・(15)項 $100 \text{ m}^2 \times 0.11 = 11 \text{ m}^2 \rightarrow 100 \text{ m}^2 + 11 \text{ m}^2 = 111 \text{ m}^2$

○一般住宅部分は、原則として(5)項口に設置される消防用設備等を設置する。

第3-4図